フローチャート(〔主任〕の更新)

凡例　はい →　いいえ ●⋯▶

・〔主任〕研修…〔主任〕介護支援専門員研修
・〔主任更新〕研修…〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修

介護支援専門員としての登録地は**京都府ですか？**
(証に登録都道府県が記載されています。)

「受講地変更」の手続きはしましたか？

登録を行っている都道府県に連絡をして「受講地変更」の手続きをしてください。

〔主任〕研修を受講された都道府県は関係ありません。京都府登録の方は、原則、京都府での受講になります。

介護支援専門員証(以下、「証」という)に記載の有効期間満了日が

- 令和8年3月31日以前
 - 証が失効しています。「再研修」を受講してください。主任の資格については、証が再交付されてから相談してください。
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 令和9年4月1日以降

詳細を確認させていただきますのでお手元に証をご用意のうえ個別にお問い合わせください。

公益社団法人京都府介護支援専門員会
事務局
TEL:075-741-7504
Mail:cm7504@kyotocm.jp

〔主任更新〕研修修了後、証に記載の有効期間満了日までに証の更新手続きを行うことができる

〔主任〕の有効期間満了日が、

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - 〔主任〕の有効期間満了日までに、〔主任更新〕研修が修了する
 - 主任の有効期間満了日以降は主任の資格は失効します。
 - 主任の資格が失効した場合でも、〔主任〕研修を再度受講することで、主任の資格を取得することができます。
- **令和9年4月1日から令和11年3月31日まで**
 - **令和8年度(今年度)に受講**
- **令和11年4月1日以降**
 - 有効期間満了のおおむね2年以内(満了日以前)に受講して更新することができます。

〔主任更新〕研修受講による証の更新手続きに関する注意事項

◎ 〔主任更新〕研修を修了することで、証の有効期間の更新手続きができます。
◎ 〔主任更新〕研修を修了したあと、
・「主任」の有効期間は、修了証書が交付された時点で更新となるため、手続きは不要です。
・**「証」の有効期間を更新する場合は、別途更新手続きが必要です。**
◎ 有効期間に関する詳細は京都府健康福祉部高齢者支援課介護計画・企画係(TEL:075-414-4578)にお問い合わせください。